

平成20年4月から老人保健制度に替わり、 「後期高齢者医療制度」が始まります。



制度のポイント



- 都道府県単位で青森県内の全40市町村が加入する「青森県後期高齢者医療広域連合」が保険者となり、保険料の決定、医療給付などを行い、市町村が保険料の徴収や各種申請・届け出の受付などの窓口業務を行います。
- 青森県内に住所を有する方で、75歳（寝たきりなど一定の障害のある方は65歳）以上の方は全員この制度の加入の対象となり、健保組合などの被扶養者だった方も対象となります。
- 新しい保険証が加入者1人に1枚交付され、介護保険同様、一人一人に保険料を納めていただくこととなります（主に年金から天引きされます）。
- お医者さんにかかるときの自己負担は、老人保健で医療を受けるときと同じで、一般の方は1割負担、現役並み所得のある方は3割負担となります。
- 老人保健制度で受けていたときと同様の医療給付が受けられます。
- 詳しくは「青森県後期高齢者医療広域連合」開設のホームページをご覧ください。

RL:<http://www.aomori-kouikirengou.jp/>

<問い合わせ先>

青森県後期高齢者医療広域連合	☎ 017-721-3821
鶴田町役場 保険福祉課 衛生係	☎ 22-2111 内線138

広報つるた有料広告

NTT東日本 “光” サービス
 「Bフレッツ」 「ひかり電話」 **8/1 提供開始！！**
 《お申込・お問合せは 0120-760725へ》